

介護サービス事業所雇用管理改善方策普及・促進に係る業務委託仕様書

1 業務の目的

研修機会の少ない離島地域において、介護事業所の雇用管理改善の取組促進のための研修会（講習）を開催し、事業所の雇用管理改善に努めることにより、職員の離職防止を図る。

2 委託業務の内容

受託者は、介護事業所の雇用管理改善の取組を促進するため、次の事業を実施する。

なお、事業の実施に当たっては、事業計画書（第1号様式）を委託契約締結後速やかに作成し、県に提出しなければならない。これに基づき、事業を進めるものとする。

(1) 研修（講習）内容

介護労働者の募集、採用、人事、安全衛生・健康管理、労働条件、賃金、労働時間管理、就業規則、教育訓練、福利厚生等の雇用管理全般に関する基本的事項についての知識を付与するものとする。

ア 開催地区

(7) 熊毛地区

(1) 奄美地区

イ 開催回数

各1回(1回当たり3時間を目安とする。)

ウ 参加人数

各回10名以上

エ 研修会（講習）受講対象

(7) 介護保険事業所等の人事・労務等を担当する管理職又は事業所の管理者等

(1) 介護分野に参入しようとする事業所等において人事・労務等を担当する管理職又は事業所の管理者等

(2) 事業内容

ア 研修会（講習）の企画・運営に係る業務

(7) カリキュラムの設定

別紙を参考として受託者が設定する。

(1) 研修会（講習）実施計画の策定

(ウ) ウに基づく講習会の実施

a 講師の手配

b 会場の確保、

c 内容の構成及びテキスト・副教材の作成又は選定

d 周知用リーフレット等の作成及び介護事業所への配布

e 広報及び受講者を勧誘するためのウェブサイトの作成・運営

f 当日の運営

g 実績管理

h その他講習の企画・運営に係る業務

※ 当事業は、県が独自に実施するものであり、受講証明書については発行しない。

イ 本業務における成果の確認（追跡調査を含む）

県から要請があった際には、参加事業者へのアンケート等を実施し、加算の取得・改善状況について確認すること。（年度末・翌年度上半期を予定）

3 対象経費

対象経費は、以下のとおりとする。

ア 研修の実施に要する費用（謝金，旅費，消耗品費，印刷製本費，通信運搬費，会場借上料等）

イ 受託者の職員が業務に従事した分の人件費

4 業務の報告等

受託者は、業務の状況及び執行管理を明らかにするため、以下の書類を県に提出しなければならない。

(1) 実績報告書の提出

ア 委託業務が終了したときは、速やかに実績報告書（第2号様式）を作成し、県に提出すること。

イ 実績報告書の提出にあたっては、収支報告書（第3号様式）のほか、事業実績を確認できる書類を添付するものとする。

5 その他事業実施に当たっての留意事項

(1) 事業実施に当たり、参加者から費用の徴収をしてはならない。（テキスト代を含む）

(2) 不正がある場合は、事業費の全部又は一部の返還を求める場合がある。

6 証拠書類の整備及び保管

本事業について、事業終了後も含めて、今後、鹿児島県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な書類の提出等の説明責任を果たすこと。

また、本事業の支出内容及び実績報告書の内容を確認できる以下の関係書類を整備の上、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間は保管しておくこと。

(別紙) モデルカリキュラム

講習名	介護サービス事業者雇用管理改善講習
担当講師	介護分野の雇用管理に精通する者で、社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタント等の資格を有する者や介護分野のリスク管理及び労働法規や雇用情勢に精通した者
講習時間	1会場当たり3時間程度
講習内容	内容
雇用管理改善関係 テーマ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 管理者のコミュニケーションスキルの向上 (2) 介護事業所におけるリーダーシップ (3) サービス提供責任者の役割と対応のポイント (4) 介護事業の効率的運営、簡素合理化、コスト削減 (5) 介護事業所の研修体系の構築 (6) 中間管理職の育成・教育など (7) 就業規則の作成方法 (8) 労働基準法、労働契約法、労働保険、社会保険 (9) 介護保険法 (10) 介護事業者のコンプライアンス (11) 各種助成金のポイント (12) 介護事業者の個人情報保護のポイント (13) 介護現場の賠償・傷害の事故事例から見るリスクマネジメント (14) 介護事業所のリスクマネージャーの養成 (15) 介護人材の定着 (16) 利用者の安全に関するリスクマネジメント (17) 災害時の介護施設における対処法 (18) 介護事業の苦情・クレーム対応 など
テキスト	介護労働者の雇用管理総論、人事管理、賃金管理、労働時間管理、安全衛生・健康管理（（公財）介護労働安定センター）またはそれが取扱う事項を全て網羅しているもののうちから選択

※ 本事業は、厚生労働省「介護労働者雇用管理責任者講習事業」が実施されない地域において開催するものであり、テキスト、カリキュラム等についても当該事業に準じて実施するものとする。